

基調講演



自治体版市場化テストの意義と検討

講師 大野 沢人氏

(市場化テスト推進協議会事務局長)

本日私に与えられましたテーマは「自治体版市場化テストの意義と検討」です。前半ではなぜ市場化テストを行うのかという点を、後半は公共サービス改革法の全体構造に的を絞ってご説明します。時間の関係もあり詳細な論点には触れることができませんので、皆様におかれては、まず趣旨・理念を把握し、次に制度の全体構造・位置付けを理解していただき、これを基に、さまざまな論点についてどのように解釈をすればよいのかを考えていただければと思います。

1. 夕張市の財政再建準用団体指定

さて、今、財政再建準用団体の指定を受けた夕張市の事例がマスコミを賑わせています。このような事態が生じたのは、粉飾財政・放漫財政も一つの大きな原因だったと思いますが、もう一つ産業構造の変化も見逃せない一因であったと思われます。ご存じのとおり、夕張は炭鉱の街といわれてきました。昔は黒いダイヤと言われた石炭ですが、現在、石炭産業は日本では斜陽産業になってしまっています。また、1981年には北炭夕張事故という悲惨な事故がありました。それも夕張市の石炭産業が斜陽化していく大きな原因になったといわれています。いずれにせよ、1990年に最後の炭坑が閉山し、その流れの中で「炭坑から観光へ」と移っていったわけですが、却ってこれが致命傷になってしまった、大きな打撃になってしまったわけです。

2. 20年前と20年後

ところで、夕張がこのような大転換を迎えていた20年前というのは、果たしてどんな時期だったのかを思い返してみたいと思います。20年前は、ご存じのようにバブルがありました。リゾート法などというものも制定されました。電

電公社、国鉄、専売公社が民営化され、ソ連が崩壊したのもこのころでした。日本はバブルで非常に景気がよかったです、アメリカでは失業が増大して、記録的な財政赤字に苦しんでいました。これらはたった20年前のことです。

さて、今度は20年後はどうなっているのかということのを少し考えてみたいと思います。まず、団塊の世代といわれる方々は80歳代になるわけです。今や平均寿命は80歳を越えるといわれていますが、当然、医療を要するかたも増えてくるでしょう。そのため勤労者の負担は増大することも確実です。2050年頃には人口が9000万人を割り、勤労者1.3人で高齢者1人を支えるなどというような衝撃的なニュースがありました、何と2020年代にはすでに勤労者2人で高齢者1人を支える時代に突入します。また、「ニート」という問題もあります。現在20～30歳代の若者が、職能を身につけるいちばん重要なこの年代に、仕事に就けていない。こういう方々が20年後、40～50歳代になったとき、就業困難になっていくおそれはかなり高いでしょう。社会保障という問題が極めて深刻化する恐れがあります。

3. 公共サービスの今後

これだけではなく、さらにさまざまな環境変化があります。今でも国・地方の財政は借金まみれで、2005年末で1093兆円の赤字があるといわれています。そういう中でさらに少子高齢化を迎えていくわけです。また、社会インフラに目を転じることも必要です。この前、北海道北見市でガス漏れによる悲惨な事故がありました、あれは40年たった老朽化したガス管が破断したそうです。ガス管だけではなく、例えば道路や上下水道、その他様々な社会インフラがありますが、これらは皆修繕したり補修したりしなければいけません。こうしたものは戦後の高度成長の時期に一気に整備されてきたわけですが、これは見方を変えれば、修繕の時期も一度に、そしてそろそろ確実に到来することを意味します。維持補修が間に合わないからといってガス管や道路を放置すれば事故が発生してしまう以上、否応なく社会資本を修繕し、維持し、補修していかなければいけません。あまり気づかれていませんが、これも一つ大きな問題です。例えば、道路でも幹線道路は15年で張り替えをしなければいけません。準幹線で25年、生活道路でも50年で張り替えをしなければいけません。国交省の資料によれば、築50年以上の橋梁は20年後には現在の17倍、トンネルでは12倍に達

するそうです。今後50年を考えたとき、恐らく社会インフラの劣化は大変な負担を強いてくることになるのではないかと思います。

また、大きな視点で見ると、石油の確認埋蔵量は1兆2900億バレル(2005年)です。これを現在の年間消費で割ると49年です。もとより有限の資源ですから、数十年するうち、当然、資源の枯渇ということで値段も上がってきます。そうすると現状のままいけるとは思えません。

4. 20年後を見据えて

20年という時間は、バブルが我々の記憶に新しいことから分かるように、決して長い時間ではありません。しかし、その間、ソ連が崩壊したり、アメリカが巨額の赤字から現在のような繁栄に変身したり、バブルであった日本が今は非常に苦しんでいたりするわけです。たった20年、わずか20年でありながら世界史的な構造変化も生じてしまう。20年というのは、短い割に大変な変動も生じ得る時間といえるのではないのでしょうか。

今、ここにおられる方は、30歳代から50歳代の方々を中心だと思えます。皆さんは20年後には50歳代から70歳代になられるわけで、決して他人事ではありません。100年後だと全然自分のことではないように思えるのですが、20年後というのは我々がちょうど生きている時期の問題、まさに我々の問題なのです。たった20年にも関わらず、構造変化がドラスティックに起こる可能性があります。このままいけるか、あるいはこれよりよくなるかという、そうではない可能性も十分あるわけです。むしろ変化しているほうが当然ですらある。では、20年後、30年後を見据えたうえで、今やらなければいけないことは何なのか。我々は自分たちのためにも何をしなければいけないのかを、今一度考えてみる必要があるのではないかと思います。

5. 旧赤池町の事例から

夕張市と同じような事例として挙げられるのが旧赤池町というところ。ここも財政破綻をきたしました。炭鉱の町ということで、ある意味で夕張と同じような状況になっていたわけです。

赤池町は、92年から2001年まで、財政再建準用団体でした。このとき赤池町では、奨学金をなくしたり、公共料金を値上げしたり、さらには各種団体への

補助金を半分以上削減するという大なたをふるうなど、痛みを伴う改革を行ったそうです。また、民間委託を敢えて中止し、道路工事などを職員が行ったそうです。その結果、計画を2年間前倒して再建が完了しました。そして、財政再建の先駆的事例として全国から視察が相次ぐという皮肉な結果になりました。これは非常に示唆的なことであると思います。財政的な観点に立つと、必ずしも民間委託ありきではなく、工事であっても職員が直接やったほうが良いということがありえるのです。これは個人的な感想ですが、よく官から民へといわれますが、それはある面イデオロギッシュな話でもあります。結果・成果を出しさえすれば、必ずしも官から民ありきではないでしょう。

しかし、仮に官が業務を担うことが否定されないとしても、官が漫然として業務をやるのでは全く意味がありません。赤池町では、破綻したということで職員の意識が変わり、必死になって再建しようとした。おかげで2年間前倒して再建が完了し、さらには全国から健全団体が視察に訪れた。つまり、職員の意識改革が極めて重要だということです。「官から民へ」ということも、反対に「公共的な仕事だから官がやるのだ」というのも共にイデオロギッシュな主張でしかありません。官が自らの存在意義を主張し理解され、胸を張って業務を担うためには、職員の意識改革、自己改革こそがいちばん重要なのです。そのうえで官から民かどうかを考えるべきです。小さな政府・自治体というものも必要なのかもしれませんが、小さいかどうかはともかく、強い自治体こそが必要なのだと私は思っています。

では、その意識改革を図るにはどうするか、構造改革を図るにはどうするか。これまでは独占であったような行政に競争原理を導入することで、職員の意識改革や体質改善を実現することが重要です。そして、必要に応じて、官から民へということも行っていけばいいのです。官が優れているのであれば、正面から民間よりも優れているということを示して官が行えばいいのです。競争という切磋琢磨を通じ、職員の意識改革・研鑽と、より良いサービス提供主体の選択とを実現し、強い自治体になることが必要であるということです。

以上のような観点から、自治体において競争原理を導入することが極めて大事であるということを示し上げたいのです。

6. 市場化テスト総論

さて、本題によりやくたどり着きました。まず、市場化テストとは何か。内閣府の定義によれば、これまで官が独占してきた行政サービスについて官と民とが対等な立場で“入札”に参加し、価格・質の両面で最も優れたものがそのサービスの提供を担っていく制度とされています。

ここで、特に独占ということに注意しなければいけません。独占という概念には、法律上の独占、つまり法律の規制により民間にはできず、公務員にしか行えないとされるものもあります。ただ、それだけではありません。事実上の独占というものがあります。民間でもできるような仕事であっても事実上官が握ってしまっていて、外に出したとらないというのものもあるわけです。競争原理を導入するということは独占の打破を意味しますが、官の独占というものには法律上の独占もあれば、事実上の独占もある。その事実上の独占も含めて、どうやって競争原理を入れていくかという観点が重要になります。

6-1. 市場化テストの趣旨

市場化テストの本質は、競争原理の導入による改善です。よくある誤解ですが、市場化テストは民間開放の決定的なツールだといわれています。しかし、本当にそうなのか。ここは今一度、よく考えていただく必要があります。かりに市場化テストが民間開放の決定的な強力なツールであるとするならば、この立場からは、端的に民間開放をすればいいではないかという疑問に対して、きちんと反論できません。例えば公用車の運行業務など、端的に民間に任せたいほうがいだろうと直感的に思えるような業務に対してわざわざ市場化テストを行うのは無意味、無駄です。民間開放を強力に進めたいのであれば、首長の鶴の一声で、最初から効率的な民間事業者に出してしまえばいいだけです。市場化テストが民間開放の決定版だとするなら、市場化テストをせずとも端的に民間に任せたいと思えばいいではないかと反論されたときに何と答えるのか。多分、答えられないと思います。市場化テストというのは民間開放の決定的ツールという位置付けにはなりません。競争の結果、民間に委ねることが事実上多くなるというだけのことであり、民間開放は重要な副産物なのであって、最終的な目的ではないということです。

また、規制改革のツールの一つと思われるところもあります。しかし、

規制改革とは、別に市場化テストに必ずなければいけないものではありません。海外事例においても規制改革のツールととらえられているケースはあまりなく、たまたま日本では規制改革の措置があるがゆえに規制改革のツールととらえられているだけです。

いずれにせよ、ここで押さえていただきたいことは、市場化テストは民間開放の決定的ツールではないということです。市場化テストとは官か民かを競争させ検討するだけですから、民間開放ありきではないということです。

6-2. 『市場化テスト＝競争原理』の機能と役割

では、競争原理というのはどんな機能があるのか。例えば、競争によって経営が改善されるわけですから、当然、経営改善機能が最初に挙げられます。また、ただらだとした経営、あるいはいい加減な経営、事業運営を行っていたら優れた民間に負けてしまうという緊張感を与える機能、放漫経営牽制機能も考えられます。さらには、よい民間があればそちらに任せようという民間開放を促進する機能や、規制改革の促進機能も考えられます。

このほか、そもそも競争原理それ自体に備わっているものではないのですが、担わせることのできる機能・役割も考えられます。まず一つめが情報公開機能です。例えば、どういう業務がどのように行われているのか、幾らくらいコストがかかっているのかということ、民間の要望も踏まえつつ外部に開示していくことで、積極的な情報開示の機能も果たせることになります。あるいは、住民参加機能というものも考えられます。例えば、評価選定をするときに、住民の方に代表として参加していただくことも考えられます。また、競争の結果民間にゆだねることになったときに、官民協働という機能も結合させることができます。

このような機能・役割を踏まえうえて、どの機能を発揮させるかという観点から制度設計を行っていくことが重要です。

6-3. 市場化テストの背景にある理念

市場化テストの背景にある理念をもう一度おさらいしたいと思います。独占こそが非効率・質の低下を惹起するのであり、そういった独占の弊害を適正な競争を通じて改善していくというのが大元にある理念です。

すると、単に民間にゆだねればよいということではないことが分かります。場合によっては官に残す、官側の勝利になることもあるわけです。競争の結果、官がよければ官にやらせればいいし、民間がよければ民間にやらせればいいというだけのことです。

そして、こういった理念を実現するためには適切な競争が必要になるわけです。その実現のためにはどんな措置を執らなければいけないのか。あるいは、その後の事業運営や管理監督を適切に行うためにはどうすればいいか。こういうところに注意しなければいけません。

6-4. 市場化テストの本質と副産物

市場化テストの目的は、良質で効率的な公共サービスの提供ということです。競争環境を適切に整備して適切な競争を行う、つまり市場化テストを行う結果、良質で効率的な公共サービスが実施、提供されます。その過程で生じる副産物が、民間開放、住民参加、情報公開というものです。

6-5. 競争原理の導入方法

そもそも、行政における競争原理の導入には幾つかの方法があります。一つの方法としては、例えば職員のかたがたに改善提案を出していただき、そのコンテストを行うなど、職員提案コンテストみたいなことを行う方法もあります。これも競争によってよりよい改善をしてもらおうということです。あるいは、人事考課のとき、素晴らしい成果を出した職員に対して評価を高く与えて、そうでない職員に対しては低くするという、成果主義人事考課が考えられます。これも一種の競争です。さらには、予算配分において、例えばある学校がよい成果を上げたなら、そこに対して重点的に予算を配分し、あまりパフォーマンスがよくなかった学校には予算を少し低くする。そのように予算配分の段階で成果を基にして予算額を変動させる、競争させるという方法も考えられます。

こういったさまざまな競争方法の中で、一つ考えられるのが、公共調達という枠組みを利用して、その中で官民の競争原理を導入することです。これが、今お話ししている市場化テストということです。言い方を変えるならば、市場化テストというのは、公共調達を利用した競争原理の導入です。競争入札という仕組みを利用して競争原理を官にも入れていこうというものであるわけです。

7. 公共サービス改革法の全体構造

公共サービス改革法には、まず官民競争入札等の手続というのがあります。そこには基本方針・実施方針・入札手続などが盛り込まれています。次に、民間が落札したとき、あるいは官が継続するときにはどうするかという部分があります。そこについては、契約による委託を行ったり、みなし公務員規定、監督・秘密保持義務規定というものが定められています。そのうえで法令の特例措置が必要であればそれを講じます。具体的には、国の場合には債務負担行為の年限を拡大していく、あるいは、いわゆる特定退職制度というものが作られています。自治体においては、特定公共サービスということで、個々の法令に関して、ご存じのとおり戸籍法などについて特例措置が講じられています。さらに、競争が公正中立に行われるように第三者機関を置いています。この第三者機関について、国では第三者機関が監理委員会として、自治体では合議制機関として置かれることを定めたり、その組織・権限を定めたりしています。最後に雑則・罰則のところでは、会計法・自治法の解釈を妨げない旨の確認規定があったり、秘密保持義務、監督規定などに関する罰則を定めています。これら五つの階段が公共サービス改革法の中に盛り込まれているということです。

7-1. 会計法・自治法と公共サービス改革法

次に、会計法・自治法と公共サービス改革法との関係です。この話は、制度設計を行うときに極めて重要な話ですのできちんと押さえておいていただきたいと思います。先ほど市場化テストというのは、公共調達の手続きを利用して競争原理を導入するというのを申し上げました。日本においては、公共調達というのは会計法・自治法によって規定されています。そうなる問題になるのは、会計法・自治法と公共サービス改革法との関係がどうなるかということです。まず、会計法・自治法があります。そこでは公共調達としては一般競争入札が原則です。例外として指名競争、あるいはせり売り、そして例外中の例外である随意契約という形で定められています。

公共サービス改革法は、まず選定手続の特例を講じています。官が参加するときの手続の特例、そしてさらに法令の特例も定めています。そしてもう一つ法効果、つまりみなし公務員規定や秘密保持義務規定といったものを定めています。さらに、第三者機関も定めています。これらを会計法・自治法のどの部

分に定めたかという点、競争入札方式の部分について上乗せする形で定めているわけですから、会計法・自治法が一般法に当たり、公共サービス改革法は特別法に当たるといえることとなります。そして、官民競争入札・民間競争入札というのは、会計法・自治法の中でも競争入札方式に関するさまざまな規定の上乗せになっているということになります。

言い方を変えてみます。会計法・自治法の競争入札方式に関する上乗せですから、せり売り、随意契約については、公共サービス改革法の官民競争入札の対象外です。もっと端的に言うならば、公募プロポーザルなど随意契約に根拠を持つ選定方式というのは、この法律の射程外であるということになります。あくまでも一般法の自治法の中で競争入札方式に関してさまざまな特則を定めているだけですので、随意契約などについては対象外です。このような法律の構造をきちんと押さえていただくことが極めて重要です。これが恐らくいちばん重要なところだと思います。

7-2. 法の対象事業

公共サービスについては、次のような区分が可能です。まず規制改革が必要な事業、規制改革が不要な事業です。そのうえで規制改革が必要な事業については、法令の特例措置などが盛り込まれている基本方針というものが、そこに書かれたものと書かれていないもの両方が出てきます。

規制改革が不要な事業については、第2条第4項1号において、内容・性質上国などでなくていいものと書いてあります。そうすると、反対解釈として、規制はないけれども内容・性質上国などが自らが行うべきものも考えられます。この結果、規制改革が不要な事業でも国などが自ら行うべきものとそうでないものが考えられることとなります。

この結果、全部で八つのジャンルになります（資料1参照）。この八つのジャンルのうち、公共サービス改革法の官民競争入札が対象としているのは○がついている三つの部分で、国は○二つ、自治体は○が一つです。そうすると、内容・性質上国などでなくていいもので国に○、自治体には×がついているものはどうなるのか、自治体の通常サービスは果たしてどうなるのかという問題が生じてくるわけです。

〈資料1〉

| | 規制改革が必要なもの | | 規制改革が不要なもの | |
|-----|-----------------|---------------------------------------|---------------------------------|---|
| | 基本方針に記載されていないもの | 基本方針に記載されたもの (特定公共サービス、 第5章第2節) | 内容・性質上国等でなくとも良いもの (第2条第4項1号) | 規制はないが内容・性質上国等が自ら行うべきもの (第2条第4項1号ホの反対解釈) |
| 国 | × | ○ | ○ | × |
| 自治体 | × | ○ | × | × |
| 例 | 各種行政処分、戸籍調整など | 社保料請求業務等 | 相談・研修・施設運営など (同号イ～ニで例示) | 後援名義申請の可否判断など |

7-3. 自治体の対象事業

自治体が官民競争入札を実施する場合には、まず、法による阻害要因があるかどうかを見ます。ある場合にはその先に進んでいくのですが、ない場合は通常サービスになってしまいます。したがって、法の阻害要因がない場合には官民競争入札の対象にはならず、自主的な市場化テストの対象になるということです。

法による阻害要因があれば次の段階に進み、特定公共サービスに該当しているかないかを検討することになります。例えば、戸籍法の特例ということに該当するのであれば、直ちに官民競争入札等を実施することが可能ですが、それがなければ基本方針の改定を要望します。要望が認められればいいのですが、認められなければ実施不可能ということです。基本方針の改定で特定公共サービスが新たに追加されるよう法律が改定されて初めて官民競争入札等が実施可能になるわけです。このようなプロセスを追っていったら、自治体の対象事業として決まっていくわけです。

7-4. 市場化テストの二つの類型

市場化テストには、法に基づくものと自主的なものとの二つの類型があります。法に基づく市場化テストとは、官民競争入札と民間競争入札です。ところが、規制改革が不要な中で、自治体ができないもの、通常サービスというのがありました。これについては法律に基づく市場化テスト、官民競争入札などができませんので、自主市場化テストが行われることになります。具体的には相談・研修・施設運営などについては法的規制がありませんので、これについて

は自主市場化テストによらざるをえないということです。

7-5. まとめ

ここまでをまとめてみます。①公共サービス改革法は会計法・自治法の特別法であるということ、②官民競争入札等は競争入札に手続・法的効果という特例をつけたものであるということ、③競争入札方式の特例である以上、公募プロポーザルなどの随意契約は射程外であるということ、④自治体の対象事業は特定公共サービスだけに限定されているということ、⑤市場化テストは官民競争入札等と自主的な市場化テストがあるということ、以上5つの点が重要です。

8. 監督規定の構造と特徴

次に監督規定に移ります。事業が適切に実施されるためには、入札の後の監督措置も重要になります。

まず、監督規定については、法26条1項に報告徴収権、立入検査権、質問権というものがあります。27条1項には措置指示権があります。それに従わなければ、契約解除なども待ち受けています。あるいは、官民競争入札等へ5年間参加資格を失ってしまうという制裁が待っているということです。さらには、30万円以下の罰金が定められています。

契約解除の罰則は実務上はきわめて重いものです。通常の入札に関しては、自治令の167条で、欠格事由に該当した場合2年間入札に参加させないことが「できる」と書いてあります。これに対し、公共サービス改革法では、一律に参加資格を失います。しかも、5年間という極めて重い形です。つまり、公共サービス改革法では、報告徴収、立入検査、質問、あるいは措置指示権に従うように、厳格に法律が作られているということです。

9. 公告・入札説明書等に関する問題の所在

まず、一般競争における公告については、自治法167条の6で定められています。これは自治法や自治法施行令に根拠を有するような法定手続、一般法の手続です。また、入札説明書・入札心得の交付などは、自治体独自の条例あるいは規則による上乘せ的手続です。これらは、特別法であるところの公共サービス改革法には規定がありません。さて、公共サービス改革法所定の官民競

争入札等に、これらの規定、つまり一般法、自治法に定められた規定が適用されるのか、あるいは上乗せ手続きができるのかという問題が生じるということです。

これについては理屈のうえでは話は簡単です。まず、自治法というのがありました。これで公告や再度入札など、入札に関するさまざまな手続きが規定されていますが、公共サービス改革法は会計法や自治法の上乗せとして作られています。そこでは第三者機関の設置と監督規定、法効果（みなし公務員等）、法令の特例あるいは手続の特例も定められています。両者の関係は、自治法は一般法で、公共サービス改革法は特別法ということになります。

もう一つ、入札説明書や入札心得がどういう性格のものかという点、これは単純に自治体の任意手続ということです。検討するときは、公共サービス改革法の趣旨・規定と、自治法の規定や任意手続などとの間に実質的に矛盾抵触があるかどうかを考えることにほかなりません。特別法であるところの公共サービス改革法の規定と自治法や任意手続の規定とが矛盾抵触があるかどうかを実質的に判断し、法形式の問題つまり法律、政省令、条例との上下関係なども考えつつ検討していくことになります。

具体例をいくつか簡単に申し上げると、一般競争の公告は当然矛盾抵触しませんから可能ですし、入札説明書もきちんと情報を提供していただくですから矛盾抵触はなく、当然そういうことができるということです。他方、官民競争入札では、再度入札となる場合には官が継続実施となる場合でしょうから、矛盾するものと考えられます。

10. 意見聴取・第三者機関の議の状況

官民競争入札等の構造について整理しておくとして、まず、法特例措置が必要であれば、法特例措置を作ります。次に実施事業、対象とする事業は何かを決めます。そのうえで募集要項や評価基準を作って入札を行っていくわけです。これが官民競争入札等の、極めて大まかな見取り図です。この三つのプロセスで官民競争入札が行われます。

この法律の中では、公共サービス改革基本方針というもので国の実施事業の内容を決めるような形になっています。自治体は、公共サービス改革実施方針というところで、どの事業を対象とするかを決めます。募集要項はそれぞれ国

は国で、自治体は自治体で決めるという形になっています。基本方針、実施方針、実施要項の三つの要素は、このような形で割り振られているということです。ただし、法特例措置は自治体が定めることはできない（法律の特例は法律で定めることになるが、自治体は法律の制定はできない）ため、国が策定する基本方針の傘の下に自治体が入っている形となっています。法特例措置は自治体のものであっても国が定めているということです。

国が基本方針を策定するときには、民間から意見を聞いたりします。自治体の実施方針策定でも、民間から意見を聞いたりします。国は、自治体の法特例措置については自治体から意見を聞きます。さらには第三者機関を置き、国の基本方針についてチェックがなされます。あるいは、国も自治体も、実施要項について第三者機関がチェックをします。

さて、ここで問題になるのが、自治体の実施方針には第三者機関のチェックがないことです。これについては幾つかの考え方があり、自治体の実施方針に合議制機関の議を行うべきか否か、消極説、積極説の両方が考えられます。まず消極説としては、地方自治の本旨に照らして自治体が自由に決めるべきである。あるいは、法は敢えて要らないと判断しているのもであるという理由が考えられます。これに対して積極説からの理由も幾つか考えられます。例えば、自治体の自由という話はあくまでも国と自治体との関係であり、自治体と住民との話ではないはずだという反論が想定されます。あるいは、公正中立性を確保するために必要ではないかという主張や、合議制機関の権限の内容は自治組織権の対象だから、付属機関について国の法律で一方的に決めるべきではない。したがって、最小限の権限を決めただけに過ぎないのだ、などいろいろと考えられるところです。いずれにせよ、消極、積極それぞれのメリット、デメリットを勘案して各自自治体が検討していくことかと思えます。

個人的な見解にすぎませんが、この問題については、対象事業をどれにするかを実施方針で決めるわけですから、どの事業を対象としたか、その理由について説明責任を負う必要があります。そうすると、自治体としてはきちんと決めたという、いわば言い訳のためにも、第三者機関のチェックを経ているようにすべきだと思います。対象事業選定への不服や批判を抑えるという意味でも、むしろ合議制機関のチェックを行うべきであろうと個人的には思っています。

11. おわりに

平成18年7月7日に公共サービス改革法が施行されました。もう半年以上たっているわけですが、今日なお非常に関心の高い法律です。しかし、それとは裏腹に、実際には自治体では今のところ法に基づく官民競争入札等の実施はゼロです。その原因は何なのか。あるいは、対策をどうすればいいのか。そもそも市場化テストはどうしてやるのかというところをもう一度見直してみる必要があります。

20年後を考えたときに今やらなければいけないことは何なのか。単に個別に民間委託をしていけばそれだけで済んでしまうものなのか、もっと本質的に自治体の構造を変えていかなければいけないのではないか。きちんと競争して勝つような強い自治体に変えていかなければいけないのではないか。こういうことが、公共サービス改革法、官民競争入札、市場化テストを考えるとときに必要な視点になると考えています。

最後になりますが、個人的には、納税者からすれば必ずしも「小さな政府、官から民へ」ではないと思っています。良いサービスがあればそれでいい。しかし、「強い自治体」を作っていくことは極めて重要で、それは20年後を見据えたときには避けて通れない問題であるはずで、そのためにこそ、競争を通じて自治体の強さを創り上げていく必要があると考えています。